

土木工事施工条件明示事項

1 工程関係

本工事における施工時間帯は、昼間（8：00～17：00）を見込んでいるが、関係機関との協議・調整等により、時間帯が変更になった場合には、別途協議すること。

2 マツダ株式会社との調整について

本工事は、マツダ株式会社新車置場及び倉庫上空部施工に際し、新車置場部（P17～P28）は高所作業車、倉庫上空部（P14～P17）には広島高速3号線上から橋梁点検車（本線交通規制あり）による施工を予定している。施工に際し、マツダ株式会社との協議・調整を行うこと。マツダ株式会社との調整を行ったうえで、前述の施工方法に変更がある場合は設計変更の対象とする（交通誘導員・規制車含む）。

なお、マツダ株式会社新車置場及び倉庫敷地上空部施工に際し、マツダ構内に交通誘導員の配置を予定している。この交通誘導員は、マツダ構内専用の交通誘導員を配置するものとする。

また、施工に際し、新車置場の車の移動が必要になる。新車置場の新車移動費については設計変更の対象とする。

3 関連工事との調整について

広島高速3号線において交通規制を行う場合は、その前月の規制会議に出席すること（1回/月）。

また、令和4年度に本線交通規制等に実施する場合は、広島高速道路維持修繕工事及び広島高速3号線G8橋舗装修繕工事等の受注者との工程調整等を行うこと。令和5年度に本線交通規制等を実施する場合は、広島高速道路維持修繕工事及び広島高速3号線G7橋舗装修繕工事（予定）等の受注者との工程調整等を行うこと。

4 安全対策関係

- (1) 工事の実施にあたっては、一般交通及び沿道住民（マツダ株式会社含む）等に迷惑をかけないように十分配慮すること。また、道路上及び新車置場での作業は交通誘導警備員を配置し、一般交通の安全と円滑な交通の流れを図ること。なお、交通誘導警備員は他の者と識別できる服装で交通誘導作業に従事すること。

(2) 交通誘導警備員は、一般交通や工事用車両の誘導に対応するため、以下のとおり見込んでいる。なお、交通誘導員の配置場所等は、監督員と事前に協議すること。

高速3号線規制作業交通誘導員（橋梁点検車使用時）

- ・交通誘導警備員 A（昼間、交替要員なし） 1人×45日=45人
- ・交通誘導警備員 B（昼間、交替要員なし） 2人×45日=90人

マツダ構内交通誘導員

- ・マツダ構内交通誘導員（昼間、交代要員なし） 高所作業車使用時
2人×196日=392人
- ・マツダ構内交通誘導員（昼間、交代要員なし） 橋梁点検車使用時の桁下見張員
1人×45日=45人

(3) 橋梁点検車による施工時は、広島高速3号線を片側車線規制して行うが、規制に使用する規制車は以下の仕様とする。

- ・2tトラック・規制標識看板（2t車載用・ソーラー式・LED式） 同等以上品
- 上記機械は施工打合せ簿により承諾を受けること。

また、規制車は以下のとおり見込んでいる。

- ・規制車（2t） 1台×45日 =45台

(4) 大型連休時の交通規制を伴う作業については監督員と協議すること。